

## 京都市消費生活審議会運営要綱

### 1 審議会の運営手続

京都市消費生活審議会（以下「審議会」という。）の運営手続は、京都市消費生活条例（以下「条例」という。）及び京都市消費生活条例施行規則（以下「規則」という。）に規定するところによるほか、この要綱の定めによるものとする。

### 2 専門委員

専門委員を置くことの要否については、会長及び部会長の意見に基づいて審議会が判断する。

### 3 部会の設置

規則第23条第1項の規定により審議会に次の部会を設置する。

- (1) 表示・包装適正化部会
- (2) 消費者苦情処理部会
- (3) 調停部会

調停部会は、必要に応じ複数設置することができる。

### 4 部会の構成

- (1) 表示・包装適正化部会は、学識経験のある委員、事業者団体に所属する委員、消費者委員（消費者団体に所属する委員又は消費者を代表する委員をいう。以下同じ。）及び専門委員により構成する。
- (2) 消費者苦情処理部会は、学識経験のある委員、消費者委員及び専門委員により構成する。
- (3) 調停部会は、原則として、消費者苦情処理部会に属する委員1名及び法律の専門的知識を有する専門委員1名により構成する。

### 5 部会の議事

- (1) 部会は、部会長が招集する。
- (2) 部会長は、会議の議長となる。
- (3) 部会は、部会長並びに委員及び議事に関係のある専門委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- (4) 部会の議決は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

## 6 会議の公開

(1) 審議会、表示・包装適正化部会及び消費者苦情処理部会の会議は、公開する。ただし、議題内容が以下の各号に該当するときは、会長は非公開とすることができる。

ア 特定の個人が識別され、又は識別されうる情報であって、公にしないことが正当であると認められるもの。

イ 法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の情報で、それを公開すれば当該法人等又は事業を営む個人の正当な利益又は活動等を害すると認められるもの。

ウ 法令又は条例により、公にしない旨を定めているもの。

エ その他、会議を公開することにより、議事運営の公正さが著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるもの。

(2) 調停部会は、非公開とする。ただし、事件の概要並びに調停の経過及び結果については、原則として公開とする。

(3) その他、会議の公開に必要な事項は、別に定める。

## 7 調停

(1) 会長は、市長から条例第28条第1項に規定する付託を受けたときは、そのつど調停部会に属すべき委員及び専門委員を指名し、当該部会に調停を行わせる。ただし、当該案件に直接の利害関係を有する委員又は専門委員を指名することはできない。

(2) 前項の規定にかかわらず、会長は、特に重要と認める案件については、消費者苦情処理部会に調停を行わせるものとする。

(3) 調停部会長又は消費者苦情処理部会長は、調停を行うために必要があると認めるときは、被害原因の調査に係る技術専門家の出席を求め、その意見を聞き又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(4) 調停部会長又は消費者苦情処理部会長は、調停を行ったときは、直ちにその結果を会長に報告する。

(5) 会長は、前項の報告を受けたときは、それを市長に報告する。

(6) 調停にかかわった委員又は専門委員は、当該調停の過程で知った秘密を漏らしてはならない。

## 8 実施日

この要綱は、平成18年2月10日から実施する。